

千葉県

感染拡大防止対策協力金

東葛地域*及び千葉市に所在する、酒類を提供する飲食店が対象

*市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市

受付期間 令和3年 **1月15日** (金) - 令和3年 **2月15日** (月)

お知らせ

協力金の支給は審査完了後、1月下旬からを見込んでおります。
県の要請に御協力いただき、協力金を支給した事業者等についてはホームページ上で紹介します。

協力金の概要

・趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、千葉県は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市（以下、「東葛地域」）及び千葉市において、酒類の提供を行う飲食店（カラオケ店を含む）の皆さまに、令和2年12月23日から令和3年1月11日の期間、22時以降の営業時間短縮の要請を行いました。
この要請に応じた事業者等に対して、「千葉県感染拡大防止対策協力金」（以下「協力金」）を支給いたします。

・支給額

以下の対象要件を満たす事業者等に対し、**一律80万円**（1店舗につき）を支給します。

・対象要件

下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。

・千葉県東葛地域及び千葉市内で酒類の提供を行う飲食店を運営する次のいずれかの法人等であること

- ①中小企業基本法 第2条第1項 に規定する中小企業者及び個人事業主（※1）
- ②特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人その他の法人であって、常時使用する従業員の数が①の中小企業者と同規模のもの
- ③中小企業信用保険法 第2条 に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が①の中小企業者と同規模のもの

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

| 業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------------------------------|--------------|-------------|
| ① 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ② 小売業（飲食業） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業（売上が大きい方）の業種で判定します。

注3 なお、飲食業の業種は②小売業となります。

・千葉県からの営業時間短縮の要請の開始日（令和2年12月23日）より前に開業し、必要な飲食店営業許可を取得のうえ運営していること。

・22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、要請の全ての期間（令和2年12月23日0時から令和3年1月11日24時まで）において、22時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

・要請の全ての期間において、県が要請する感染防止対策を全て実施すること。

・事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

・事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

・「[暴力団排除に関する規定](#)」を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

申請書類一覧

※詳細は「千葉県感染拡大防止対策協力金申請要領」でご確認ください

- 1.千葉県感染拡大防止対策協力金申請書兼実施報告書（第1号様式）
- 2.誓約書
- 3.飲食店営業許可証の写し
- 4.売上台帳等の写し
- 5.酒類の提供を行っていたことがわかる書類（メニュー、酒類の仕入伝票等）
- 6.営業時間短縮（休業）の状況及び通常の営業時間が確認できる書類（ホームページ・ポスター等）
- 7.【時短営業を実施した場合】感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類
- 8.振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- 9.【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証等）
- 10.【法人の場合】役員等名簿

お問合せ先

本協力金の申請に係るご質問に対応するため、次のコールセンターを開設します。

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

電話：0570-00-3894

受付時間：午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

申請書の提出

(1) 申請受付期間 **令和3年 1月15日(金) - 令和3年 2月15日(月)**

(2) 申請受付方法

以下のとおりオンライン提出及び郵送での申請受付を行う予定です。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**窓口による対面受付は行いません**。ご不明な点は相談センターにお問い合わせください。

① オンライン提出の場合

ホームページから提出できます。

なお、令和3年2月15日（月）23時59分までに送信を完了してください。（1月15日受付開始予定）

② 郵送の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。（令和3年2月15日（月）の消印有効）

【宛先】決定後お知らせします

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

※書類の散逸を防ぐため、提出書類はすべてA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

(3) 申請書類の入手方法

以下の方法で協力金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】（1月15日（金）以降設置予定）

ホームページの「申請書類」からダウンロードしてください。

【紙ベースによる入手】（1月12日（火）以降配架予定）

以下の関係機関において入手できます。詳しい入手場所一覧をご確認ください。

① 県庁（本庁舎14階）

② 各県税事務所（中央・千葉西・船橋・松戸・柏）

③ 各市役所・区役所（千葉市・東葛地域）

④ 各商工会（千葉市土気、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市関宿、柏市沼南）

⑤ 各商工会議所（千葉、船橋、市川、松戸、野田、柏、習志野、八千代、浦安、流山）

※申請受付窓口は設置しませんので、内容のお問合せはコールセンターにお願いします。

支給の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは協力金を支給します。申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨を決定したときは、後日、通知書を発送いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

その他留意事項

申請書等の不備の連絡は担当者あてメールもしくは電話（050から始まる番号から発信）で行いますので、迷惑メール設定や着信拒否設定の解除をお願いします。本協力金の支給後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。

※不正受給は犯罪です。警察当局と連携しながら厳格に対処します。

県は必要に応じて、申請内容（時間短縮の状況等）の状況について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。

V よくある問い合わせ

《期間に関する質問》

Q1 協力金の対象となる営業時間短縮を要請されている期間はいつからいつまでですか。

A1 令和2年12月23日(水)0時から令和3年1月11日(月)24時までです。

Q2 申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。

A2 12月23日から1月11日までの全期間で要請に応じていただく必要があります。1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。

Q3 協力金の支給対象となる「営業時間の短縮」とはどのようなものですか。

A3 申請するには、22時から翌朝5時まで店舗を休業していただく必要があります。酒類の提供を行わずに営業した場合は、対象となりません。

Q4 もともと22時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。

A4 対象になりません。ただし、もともとは22時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に22時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び22時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。

Q5 終日休業とした場合や、20時で閉店した場合は協力金の対象となりますか。

A5 どちらも対象となります。22時から翌朝5時までの休業が含まれていれば同様の取扱いとなります。

Q6 要請期間中に定休日を含んでいても、協力金の支給対象となりますか。

A6 対象となります。

《店舗の関係》

Q7 店舗につき80万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。

A7 時短要請に御協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり80万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば160万円、3店舗分の申請をすれば240万円の支給を受けることができます。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

Q8 事業者が複数の店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。

A8 複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。申請の際は、店舗ごとに申請書類の作成・準備が必要となります。

Q9 複数の店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。

A9 一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から可能な限り時短営業への御協力をお願いいたします。

Q10 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。

A10 飲食店営業許可証の交付の数により判断します。

＜対象に関する質問＞

Q11 協力金の対象となる「酒類の提供を行う飲食店」とはどのような店舗のことですか。

A11 要請地域内に所在する食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち、もともと 22 時から翌朝 5 時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗を指します。ただし、惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗、スーパーやコンビニ等のイー トインスペース、自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）、ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合、協力金の対象となりません。

Q12 酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか。

A12 酒類を提供していない店舗は、時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。

Q13 22 時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の支給対象となりますか。

A13 対象にはなりません。22 時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。

Q14 県外に本社がある企業や NPO 法人は対象となりますか。

A14 県内の要請対象地域に店舗があれば対象となります。

Q15 大企業は対象となりますか。

A15 対象となりません。ただし、フランチャイズで経営している場合、経営主体が中小企業等または個人事業主の場合は対象となります。

Q16 大企業とはどのような企業ですか。

A16 中小企業基本法の定義に入らない企業です。詳しくは下記をご覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

なお、主たる事業が「飲食業」の場合、同法の区分では「②小売業」となり、以下のア、イのいずれかを満たしている場合は中小企業に区分されます。

ア 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下

イ 常時使用する従業員の数が 50 人以下

Q17 コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイー トインスペースは協力金の対象となりますか。

A17 コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイー トインスペースは時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。

Q18 要請期間中に新規で開業した場合は協力金の対象となりますか。

A18 対象となりません。要請期間の開始日以前から店舗を運営し、全ての期間で時短営業要請に応じていただく必要があります。

千葉県感染拡大防止対策協力金 申請書類入手場所

※ 入手は各関係機関の開庁時間内に限ります。

※ 申請受付窓口ではありませんので、申請に係るお問合せは、「千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター」(0570-003894)までお願いします。

【県庁】

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|------------|----------|-------------------------------|--------------|
| 1 | 商工労働部経済政策課 | 260-8667 | 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 14 階 | 043-223-2703 |

【県税事務所】

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|----------|----------|----------------------------------|--------------|
| 1 | 中央県税事務所 | 260-8654 | 千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎 2 階 | 043-231-0161 |
| 2 | 千葉西県税事務所 | 261-8508 | 千葉市美浜区真砂 4-1-4 | 043-279-7111 |
| 3 | 船橋県税事務所 | 273-8580 | 船橋市湊町 2-10-18 | 047-433-1275 |
| 4 | 松戸県税事務所 | 271-8564 | 松戸市小根本 7 | 047-361-2112 |
| 5 | 柏県税事務所 | 277-8558 | 柏市あけぼの 2-1-5 | 04-7147-1231 |

【県内市町村】

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|--------|----------|-----------------------------------|--------------|
| 1 | 千葉市役所 | 260-8722 | 千葉市中央区千葉港 1-1 | 043-245-5284 |
| | 中央区役所 | 260-8733 | 千葉市中央区中央 4-5-1 きぼーる 11 階 | |
| | 花見川区役所 | 262-8733 | 千葉市花見川区瑞穂 1-1 | |
| | 稲毛区役所 | 263-8733 | 千葉市稲毛区穴川 4-12-1 | |
| | 若葉区役所 | 264-8733 | 千葉市若葉区桜木北 2-1-1 | |
| | 緑区役所 | 266-8733 | 千葉市緑区おゆみ野 3-15-3 | |
| | 美浜区役所 | 261-8733 | 千葉市美浜区真砂 5-15-1 | |
| 2 | 市川市役所 | 272-8501 | 市川市八幡 1-1-1 | 047-711-1140 |
| 3 | 船橋市役所 | 273-8501 | 船橋市湊町 2-10-25 | 047-436-2472 |
| 4 | 松戸市役所 | 271-0073 | 松戸市小根本 7-8 京葉ガス F 松戸第 2 ビル 4 階 | 047-711-6377 |
| 5 | 野田市役所 | 278-8550 | 野田市鶴奉 7-1 | 04-7125-1111 |
| 6 | 習志野市役所 | 275-8601 | 習志野市鷺沼 2-1-1 | 047-453-7395 |

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------|----------|-----------------|--------------|
| 7 | 柏市役所 | 277-8505 | 柏市柏 5-10-1 | 04-7167-1141 |
| 8 | 流山市役所 | 270-0192 | 流山市平和台 1-1-1 | 04-7150-6085 |
| 9 | 八千代市役所 | 276-8501 | 八千代市大和田新田 312-5 | 047-483-1151 |
| 10 | 我孫子市役所 | 270-1192 | 我孫子市我孫子 1858 | 04-7185-1111 |
| 11 | 鎌ヶ谷市役所 | 273-0195 | 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 | 047-445-1240 |
| 12 | 浦安市役所 | 279-8501 | 浦安市猫実 1-1-1 | 047-712-6295 |

【県内商工会】

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---|-----------|----------|------------------------------|--------------|
| 1 | 千葉市土気商工会 | 267-0066 | 千葉市緑区あすみが丘 1-45-3 | 043-294-2474 |
| 2 | 我孫子市商工会 | 270-1152 | 我孫子市寿 1-13-27 | 04-7182-3131 |
| 3 | 鎌ヶ谷市商工会 | 273-0123 | 鎌ヶ谷市南初富 6-5-60 | 047-443-5565 |
| 4 | 野田市関宿商工会 | 270-0226 | 野田市東宝珠花 237-1 いちいのホール 5F | 04-7198-0161 |
| 5 | 柏市沼南商工会 | 277-0924 | 柏市風早 1-6-16 | 04-7191-2803 |
| | 千葉県商工会連合会 | 260-0013 | 千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 5階 | 043-305-5222 |

【県内商工会議所】

| | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|----|----------|----------|------------------|--------------|
| 1 | 千葉商工会議所 | 260-0013 | 千葉市中央区中央 2-5-1 | 043-227-4103 |
| 2 | 船橋商工会議所 | 273-8511 | 船橋市本町 1-10-10 | 047-432-0211 |
| 3 | 市川商工会議所 | 272-8522 | 市川市南八幡 2-21-1 | 047-377-1011 |
| 4 | 松戸商工会議所 | 271-0092 | 松戸市松戸 1879-1 | 047-364-3111 |
| 5 | 野田商工会議所 | 278-0035 | 野田市中野台 168-1 | 04-7122-3585 |
| 6 | 柏商工会議所 | 277-0011 | 柏市東上町 7-18 | 04-7162-3311 |
| 7 | 習志野商工会議所 | 275-0016 | 習志野市津田沼 4-11-14 | 047-452-6700 |
| 8 | 八千代商工会議所 | 276-0033 | 八千代市八千代台南 1-11-6 | 047-483-1771 |
| 9 | 浦安商工会議所 | 279-0004 | 浦安市猫実 1-19-36 | 047-351-3000 |
| 10 | 流山商工会議所 | 272-0164 | 流山市流山 2-312 | 04-7158-6111 |